

移民・福祉・連帯 ——多文化社会においてネーションを再想像すること——

*Immigration, Welfare and Solidarity:
Reimagining the Nation in a Multicultural Society*

向山 恭一*

要旨

移民社会の到来とともに増大する多様性に、福祉国家を支える国民的連帯は応答することができるのか。政治学者のキース・バンティングとウィル・キムリッカは編著書『コミットメントが課す試練』（オックスフォード大学出版局、2017年）の「序論：多様な社会における連帯の政治的源泉」のなかで、正しい社会において連帯が必要とされる倫理的な理由、多様性と連帯（移民と市民）が敵対関係に置かれる言説的付置状況、そして増大する多様性のもとで包摂的連帯を実現するための政治的視座を規範的＝経験的に論じることで、この問いに肯定的に答えている。新自由主義とポピュリズムに挟撃された福祉国家を守るためには、なによりも連帯の共同体であるネーションを再帰的に想像しなおさなければならない。本稿の目的は、こうしたバンティングとキムリッカの議論を手がかりに、現代の移民／多文化社会において包摂的連帯にもとづく福祉国家を構想するための倫理的＝政治的な見取り図を提示することである。

キーワード：移民、福祉、連帯、ネーション、多文化主義

はじめに

移民社会の到来とともに増大する多様性のもとで、福祉国家を支えてきた連帯の土台は掘り崩されつつあるのか。現在、多文化主義はこうした問いにさらされ、いわゆる「福祉ショーヴィニズム」による移民排斥の高まりとともに、その妥当性と実効性に疑いの目が向けられている。階級対立を乗り越え、国民的連帯の形成をつうじて成立した戦後の福祉国家は、新自由主義の圧力のもとでの構造改革とグローバル化にともなう大量の移民の流入を前にして、いまあらたな分配の危機に直面している。分配の問題はかならず成員資格の問題と重なり、それが行われる範囲はもはや自明ではなくなった。どれだけ分配するのかではなく、だれに分配するのかという問いが前面に押し出され、だれを拡大しようとした西洋の移民／多文化主義政策は、だれを制限しようとする同化主義的なシテイズンシップ政策へと切り替わりつつある。「多文化主義は失敗した」という政治リーダーたちの発言は、頻発するテロをめぐる治安の問題である以上に、こうした成員資格もまた争点とされる分配の問題として理解されなければならない¹。

そうだとすれば、移民政策と福祉政策は一見相反するようにみえるが、じつはそれぞれ別の角

* SAKIYAMA, Kyoichi [非常勤講師、新潟大学教員]

度から同じ成員資格の問題にアプローチしているとみなすこともできる。承認の政治はかならずしも再分配の政治とトレードオフの関係にあるのではない。だれに分配するのかという問いは、だれに成員資格を認めるのかという問いなくしては成り立たないからである。その意味で、移民政策と福祉政策はともに「連帯」の政治として位置づけることができる。われわれはだれと権利や義務を分かち合うのか。それらの分かち合いは包摂的なものなのか、それとも排他的なものなのか。社会における多様性の増大は、かならずしもその連帯の土台を掘り崩すわけではない。それはわれわれ自身がいかなる国民的連帯を構想するのかという政治的なプロジェクトにかかっている——多様性のもとでネーションを再想像すること。とりわけ、ポピュリズムの台頭とともに移民が排斥され、新自由主義の命令のもと福祉が切り詰められている現代の西洋社会では、そうした課題は差し迫ったものとなっている。

キース・バンティングとウィル・キムリッカは、ジョン・ロールズの『正義論』の用語を借りて、現代の多文化社会では多様性それ自体を連帯に求められる「コミットメントが課す試練」として引き受けなければならないと主張している (Banting and Kymlicka 2017)。階級対立を乗り越え、国民的連帯の形成をつうじて成立した福祉国家は、いま宗教、言語、習俗などをめぐる民族文化的な亀裂と対立のなかで、その新しい国民的連帯のかたちを模索している。多様性が連帯かという二者択一ではなく、多様性のなかの連帯を構想すること。多文化社会における福祉国家の展望は、そのような構想をつうじて切り開かれることになるだろう。バンティングとキムリッカは「(1) 連帯とはなにか、それは重要なものなのか、(2) 連帯は衰えているのか、多様性は責められるべきなのか、(3) 多様な社会における連帯の政治的源泉はなにか」(ibid.: 2) という三つの問いを立て、それらに関するいくつかの命題を答えとして提起しながら「民主的な多文化福祉国家」(ibid.: 14) の構想を展開している。以下では、彼らの議論を手がかりに、多様性のなかの連帯という政治的プロジェクトの可能性について考察することにした。

1. 多文化社会と連帯の倫理

連帯とはなにか、それは (なぜ) 重要なのか——バンティングとキムリッカによれば、「連帯は性質において態度的であり、範囲においては社会的なものである」(ibid.: 6)。まず、連帯は相互の関心や相互の支援といった「態度」として表出される。とはいえ、それはたんに個人レベルでの心的性向から生まれるものではない。そのような連帯は道徳的には高潔であっても、義務として他者に負わせられるほどの拘束力をもつことはないからである。したがって、バンティングとキムリッカは、みずからの構想する連帯を、たとえば、国境を越えた人道主義的なそれとは区別する。むしろ、彼らにとっての連帯は、境界づけられた「社会体」——典型的には、ネーション——それ自体の存続に不可欠の集合的なエートスのようなものとみなされており、その構成員の「一連の態度や動機づけ」(ibid.: 3) にかかわる倫理的な問題として扱われている。

もちろん、連帯はかならずしも自発的な義務として引き受けられているわけではない。ロールズもいうように、たしかに原初の社会契約は——「無知のヴェール」という制約のもとではあるが——自己利益から結ばれるものである。しかし、たとえそうであったとしても、いちど成立したならば、そこで交わされた合意は「コミットメントが課す試練」に耐えて遵守されつづけなければならない。約束を反故にすることは、他者との共同生活を脆弱なものにしてしまうからである。連帯が倫理的な問題として扱われるのは、こうした理由からである。とりわけ、多様性の増大する状況においては、とうてい自己利益だけでは社会を維持することはできず、それゆえ市民

には倫理的に動機づけられた「態度」として連帯を引き受けることがいっそう求められる。そこで、バンティングとキムリッカは、現代の多文化社会において必要とされる連帯を以下のように定式化している。

- ・市民的連帯：相互の寛容、偏見の不在、共同体間の暴力のない、平和な状態でもに生きることへの誓約、多様なエスニシティ、言語、宗教の人びとを共同体の正統な成員、「われわれ」の一部として帰属するものとして受け入れること、世界の多様な地域からのニューカマーに開かれていることによって特徴づけられる。
- ・民主的連帯：男女の平等のような、基本的な人権と平等への支持、公的論争において理にかなった見方を提示する必要、あらゆる背景の市民の平等な参加、基本的な権利や平等と両立する多様な文化の見解の政治的な表明への寛容、正統な競合する利益間の妥協の容認を含む、法の支配と民主主義の規範やプロセスへの支持によって特徴づけられる。
- ・再分配的連帯：貧しく脆弱な集団にたいする再分配への支持、必須の社会プログラムにたいするあらゆる背景の人びとの完全なアクセスへの支持、さまざまな民族文化集団の独自のニーズやアイデンティティを承認し調整するプログラムへの支持によって特徴づけられる (ibid.: 4)。

ここにおいて、バンティングとキムリッカは政治哲学の標準的な見解とは異なり、連帯を再分配的な次元に限定するのではなく、市民的および民主的な次元まで網羅するより包括的な概念として提示している。一見すると、これら三つの次元は近代の民主主義を構成する三つの理念——すなわち、自由、平等、友愛——をそれぞれ体現しているように思われる。たとえば、その正義論において、ロールズはみずからの「平等な自由」、「公正な機会均等」、「格差原理」の構想をこれら三つの理念に対応するものとみなし、とりわけ再分配を命じる格差原理に友愛の基礎をみいだしていた。その意味では、ロールズもまた分配の問題は成員資格の問題と切り離せないことを自覚していたということができよう²。しかし、バンティングとキムリッカによれば、多様性の増大する社会においては、友愛としての連帯を再分配的次元に限定するだけでは不十分である。「われわれが市民的および民主的な連帯と呼ぶものもまた、正しい社会には不可欠である。たとえ安定した福祉国家をもつ社会であっても、外国人嫌悪や不寛容の波にさらされる」(ibid.: 4)からである。再分配をつうじた連帯だけでは、増大する多様性とうまく折り合うことはできない。それが排他的な連帯とならないためには、市民的および民主的な連帯のもつ開放性と非差別性がどうしても必要なのである。

したがって、「社会正義は、こうした意味において、成員資格の倫理に根ざしている」(ibid.: 6)と理解されなければならない。成員資格の倫理としての連帯は、境界づけられた「社会体」の水準において、たがいに義務を負った成員たちの「態度」をつうじて表明される。たとえば、ロールズ的な正義の原理にかなった社会では、市民的次元の連帯は寛容として、民主的次元のそれは平等処遇として、再分配的次元のそれは相互扶助として表現されるだろう。そして、そのような「態度」としての連帯が重要なのは、それが「正しい社会を建設し維持するのに必要とされるコミットメントが課す試練を、人びとが受け入れるよう動機づけるのに役立つ」、すなわち「正義の要求に従うことを動機づける機能的な役割」(ibid.: 7)を果たしているからである。とはいえ、このように倫理的に要請される連帯は、それだけでは実効性を保証されるものではない。成員相

互の義務としての連帯は、個別の自己利益を前にして容易に崩れることもある。それゆえ、「もし連帯が実効的であろうとするならば、それは政治的に動員される必要がある」(ibid.: 7) ことも見落としてはならないだろう。

こうした連帯の限界は、それがかならずしも正しい社会に先立ってあるのではないことに起因している。たとえば、福祉国家の成立をめぐるのは、義務としての連帯を重視する倫理的アプローチとは別に、権力資源論に代表される戦略的アプローチも存在する。それによれば、「福祉国家の規模と形態は福祉国家を拡張することに自己利益をもつ人びとと、それを削減することに自己利益をもつ人びとの権力バランスによって決定される」のであって、「だれも国民的連帯から行為する必要はないのだ」(ibid.: 7)。これと同じように、民主的連帯の成果とみなされる「女性、人種マイノリティ、移民への参政権の拡大」も、「なんらかの外部集団にそれを付与することが他党との競合する選挙戦において助けになるという一部の政党の戦略的計算の結果」(ibid.: 7)として説明される。たしかに、再分配政策も参政権の拡大も、労働組合や左派政党のもつ強い交渉力、各政党の票田となりうる支持層の取り込みなくしては実現しなかったであろう。しかし、たとえ党派間の駆け引きがそれらを可能にしたとしても、そこで交わされた合意は「コミットメントが課す試練」として遵守されつづけなければならない。連帯が必要とされるのは、ここにおいてである。その意味では、「権力資源アプローチは、長期的な連帯の重要性を否定するものではなく、むしろ連帯の起源を説明するのに役立つものとみなすこともできるのである」(ibid.: 8)。

実際、福祉国家の歴史を振り返るならば、それは二つに分裂した階級的連帯がしだいにより包摂的な国民的連帯へと変容するプロセスであった。「より包摂的な民主主義とより再分配的な福祉国家をつくりだすのに成功した試みはたいてい対立を含んでおり、あらかじめ存在する強い連帯の感情の結果であることはほとんどなく、それゆえ権力資源の偶発的なバランスに依拠している。けれども、これらの改革はたんなる党派的な争いの戦利品ではなく、ネーションの共同の財産や業績とみなされるようになるにつれて、しだいに権力政治の浮き沈みからそれらを守るのに役立つ国民的連帯の感情をつくりだすことができる」(ibid.: 9-10)。このように、成員資格の倫理としての境界づけられた連帯は、その正義の範囲とみなされるネーションを再帰的に想像するプロセスから導き出される。「より包摂的な民主主義とより再分配的な福祉国家」が「権力資源の偶発的なバランスに依拠し」たものであったとしても、それを成立させた合意——すなわち、社会民主主義的合意——は再想像されたネーションの誓約として守られなければならない。連帯はそうした誓約の表明なのである。かくして、バンティングとキムリッカは「連帯とはなにか、それは(なぜ)重要なのか」という問いに、以下のような命題で答えている。

連帯とはたがいを受け入れ、協力し、困ったときには支援するという態度を指す。しだいに多様になる社会という現代の文脈のもと、われわれは民族的=宗教的な差異を超え、社会体の水準で作動し、市民的、民主的、再分配的な次元をもつ連帯に関心がある。このような包摂的な連帯は、正しい制度を持続させるのに必要であると主張する。福祉国家の出現には歴史的にみてかなりの政治対立が付随してきたが、戦略的な行動や党派的な論争だけでは、あるいは境界のない人道主義だけでは、正しい制度は構築することも持続させることもできない (ibid.: 10)。

2. 「連帯なき包摂」か「包摂なき連帯」か

連帯は衰えているのか、多様性は責められるべきなのか——「より包摂的な民主主義とより再分配的な福祉国家」を可能にした戦後の社会民主主義的合意は、ここ数十年の増大する多様性という条件のもと新しい難題に直面している。大量の移民の受け入れはそれ自体包摂的かもしれないが、それがもたらす多様性の増大は国民的連帯の土台を掘り崩すのではないか。正義の範囲を移民にまで広げることは、すでに国民である人びと（とりわけ社会的弱者）とのあいだに不和を起こし、分配をめぐる争いを悪化させるのではないか。このような懸念は、しばしば多文化社会における「進歩派のジレンマ」として論じられている。実際、多くの社会民主主義政党はこうしたジレンマに直面し、選挙においては移民問題をあえて回避する戦略をとってきたが、それは皮肉にも移民排斥を訴えるポピュリズム政党の伸張を促すことになった。しかし、バンティングとキムリッカは「進歩派のジレンマ」をあくまでも言説上の産物とみなし、経験的証拠にもとづいて「たとえ多様性が連帯に否定的な影響を及ぼしたとしても、それは固有のことで普遍的なことでもない」(ibid.: 12)と主張している。多様性が連帯にどう影響するかは、たとえば、それぞれの国の福祉レジームを形成した経路依存性によって異なるからである³。

とはいえ、多様性と連帯をめぐる「進歩派のジレンマ」は言説上の産物かもしれないが、実際のところ旧来の社会民主主義政党を後退させ、それと同じように構築された新しいイデオロギー対立——「ネオリベラルな多文化主義」と「福祉ショーヴィニズム」の対立——のなかに埋没させている。市民的、民主的のみならず、再分配的な次元においても移民やマイノリティの包摂をめざした多文化主義は、そもそも社会民主主義的な想像力のなかで培われたものであった。しかし、それはいまや新自由主義に乗っ取られ、逆にポピュリズムの怨嗟的となっている。移民は安い労働力として期待される反面、国民からは雇用を奪うものとして排斥される。マイノリティの文化的差異は商品化される反面、マジョリティの文化的真正性を汚すものとして忌避される。とはいえ、いずれの場合も、もっとも争点とされているのは福祉である。一方はそれを財政再建の名目のもと削減し、他方はそれを国民の既得権として死守しようとしている。いいかえれば、新自由主義に篡奪された多文化主義は「連帯なき包摂」にすぎず、多文化主義を憎悪するポピュリズムは「包摂なき連帯」に閉じこもろうとしているのである⁴。

こうした観点から、バンティングとキムリッカは社会民主主義の想像力のなかに多文化主義を取り戻すために、多様性と連帯の関係をより規範的に整理しなおそうとしている。まず、市民のおよび民主的次元の連帯に関していえば、異人種間の婚姻の増大や国籍取得における出生地主義の容認にみられるように、多様性の増大はそれほどの影響を及ぼしてはいない。むしろ、国際的な人権規範の広がりにもなって、これらの次元の連帯はより多様性にかかれたものとなっている。したがって、問題とされるのは再分配的な次元における連帯である。もちろん、新自由主義の絶頂期においてすら（そうであるからこそ）、再分配的連帯の重要性が人びとの意識から薄れることはなかった。富裕層への課税をつうじて平等を実現しようとする福祉国家の役割は、あいかわらず支持されつづけていたのである。しかし、バンティングとキムリッカによれば、このように持続する再分配的連帯の態度には、かすかだが、見落としてはならない変化も生じている。それは人びとの「失業者、シングルマザー、そして移民を含む、特定の受給者にたいする態度の硬化」である。いいかえれば、人びとは「金持ちはその幸運には値せず、それゆえ課税されるべきだと考えつづけているが、たぶん恵まれない人びとはその不運に値しており、それゆえ熱心に

支援しようという気にはなれないと思いはじめている」(ibid.: 11) ののである。

このように、社会民主主義的想像力は、とりわけ社会的弱者へのまなざしにおいて新自由主義的に屈折させられている。不運の多くはその人の自己責任に帰せられるべきものであり、それゆえ受給資格は厳しく審査されなければならないというわけである。しかし、バンティングとキムリックによれば、受給資格の審査は自己責任基準のほかに、受給者自身の『アイデンティティ』(受給者が同じ社会に帰属しているとみなされる度合い)、『態度』(受給者が恩義を感じているとみなされる度合い)、『相互性』(受給者がほかの人を助ける順番に回ったときはそうするだろうとみなされる度合い)の基準に沿っても下される。「福祉国家は主として階級闘争や普遍的な人道主義ではなく、むしろ社会的成員資格の倫理にかかわるものであった」からである。それにもかかわらず、「いくつかの受給者集団はその資格審査で苦しんでいるのに、ヨーロッパにおける移民はきまって受給資格の順位のいちばん下に現れる」(ibid.: 11)。その土地に生まれた社会的弱者が多文化主義的な移民優遇措置に反感を抱くのは、ここにおいてである。その意味で、「包摂なき連帯」としての福祉ショーヴィニズムは、新自由主義的に屈折させられた社会民主主義的想像力が生んだ症候であるとみなすこともできるだろう。こうした時代診断のもと、多様性の増大が連帯に及ぼす影響について、バンティングとキムリックは以下のような命題を提示している。

広く思われているように劇的あるいは全般的にはないが、連帯は少なくとも再分配の次元に沿っては浸食されている。おそらく何世代かかけて、連帯はゆっくりと変化しているようである (ibid.: 11)。

こうした再分配的次元における連帯の浸食は、それが市民のおよび民主的次元の連帯と節合されないことから生じている。福祉ショーヴィニズムにおいて連帯が排他的にしか表明されないのは、それが再分配的次元に目を奪われるあまり、市民のおよび民主的次元で求められる開放性と非差別性を見失っているからである。しかし、それは福祉ショーヴィニズムにのみ帰責されるべき問題ではない。「これら三つの次元が分岐し、民主的論争や再分配のための空間が侵食されると同時に、ある種の市民的寛容、非差別、多文化的承認が増大しているのが、新自由主義の時代の特徴である」(ibid.: 14) からである。新自由主義は多様性にたいして寛容である。それは人種、エスニシティ、宗教など、あらゆる文化的差異に開かれ、移民やマイノリティを非差別的に扱うという意味において包摂的でもある。しかし、その開放性は市場原理によって促進されたものであり、その非差別性はメリトクラシーを前提としたものである。その一方で、新自由主義は国家に背向け、ネーションの基礎となる再分配的連帯をひどいに弱めてもいる。ネオリベラルな多文化主義を特徴づけているのは、こうした「連帯なき包摂」である。

その意味では、再分配的連帯を防衛しようとする福祉ショーヴィニズムは、それを破壊しようとするネオリベラルな多文化主義への反動とみなすことができる。移民や多文化主義が福祉ショーヴィニズムから敵視されるのは、それらが新自由主義によって特権的に保護されていると映るからである。一方には「民主主義と再分配の空洞化を代償にして市民的連帯を保障するネオリベラルな多文化主義」があり、他方にはそれに対抗して「マイノリティやニューカマーにたいする市民的連帯を代償にして再分配的連帯を保障する福祉ショーヴィニズム」(ibid.: 14) がある。しかしながら、これらの対立は同じ言説的な位置状況のもとで、すなわち、連帯の三つの次元——市民的、民主的、再分配的な次元——が政治的に切り離された状況のもとで生じたもので

ある。そうであるならば、「連帯なき包摂」か「包摂なき連帯」かという不毛な二者択一を乗り越えるためには、これら三つの次元を節合しうる政治的な視座を切り開くことが求められるだろう。そしてなによりも、承認と再分配をめぐる「進歩派のジレンマ」は、そうした視座のもとで解消されるはずである。ともあれ、新自由主義の時代における多様性と連帯の関係について、バンティングとキムリッカは以下のような命題を提示している。

ほかの現代の社会的および経済的な動向よりも、多様性は連帯に独立した効果を及ぼすのだが、多様性と連帯の関係は複雑で文脈依存的である。さまざまなタイプの多様性が、さまざまなかたちで連帯に影響するように思われる。そして、多様性は連帯の三つの次元に異なる効果を及ぼしている。新自由主義の時代においては、とくに市民的寛容と再分配的連帯は異なる軌道に乗っているのかもしれない (ibid.: 14)。

3. 包摂的連帯の政治に向けて

多様な社会における連帯の政治的源泉はなにか——すでにみたように、連帯は正しい社会を継続させるために倫理的に要請される態度であった。しかし、それはかならずしも自発的に生まれるわけではなく、増大する多様性という条件のもとでは、どうしても政治的に動員されなければならなかった。再分配的次元の連帯が浸食されているのは、それが市民のおよび民主的次元の連帯から言説的＝政治的に切り離されたからであった。「多様性が連帯を浸食するかどうかは前もって決まっていないが、結局のところは政治の問題なのである」(ibid.: 14)。そこで、バンティングとキムリッカは「政治共同体」、「政治的行為主体」、そして「政治制度と政策レジーム」の三つの観点から、「民主的な多文化福祉国家」の可能性を理論的かつ経験的に検証している。多様性に開かれた連帯は、どのように境界づけられた政治共同体のなかで、いかなる種類の政治的行為主体をつうじて、どのように設計された政治制度と政策レジームのもとで実現され促進されるのだろうか。

(1) 政治共同体

多様ななかで連帯を構想することは、リベラルな民主主義にとって数世紀にわたり課題でありつづけている。たとえば、ロールズはその伝統に従いながら、「事実としての多元主義」を前提にした近代社会では、人権、民主的手続き、法の支配といった、いくつかの普遍的な価値の共有なくしては、いかなる政治共同体も維持されないとみなしていた。政治共同体が複数の対立する善の構想によって引き裂かれないようにするためには、それらを私的領域に閉じ込めることで脱政治化し、だれもが合意しうる政治的価値をより高次の公的領域において確保する必要があったからである。しかし、バンティングとキムリッカは、こうした「リベラルな価値の合意」だけでは「連帯の境界づけられた性質を説明することができない」(ibid.: 16) という。たしかにロールズはその格差原理に再分配をつうじた市民的友愛をみていたかもしれないが、普遍的価値の共有はどの政治共同体でも起こりうることであって、原初の社会契約における合意の遵守という理由だけでは、なぜ特定の政治共同体にコミットするのかまではじゅうぶんに説明することができない。「要するに、普遍的価値への認知的信念と境界づけられた『われわれ』との感覚的連帯のあいだには論理的な隔りがあるのだ」(ibid.: 16)。

ロールズと同じリベラルな民主主義の伝統に従いながらも、ユルゲン・ハーバーマスはより共

和主義的な観点から、こうした普遍的価値と境界づけられた連帯の隔たりを「憲法パトリオティズム」で埋めようとしている。バンティングとキムリッカによれば、ハーバーマスも多様性を条件とする近代では「リベラルな価値の合意」が必要であると考えているが、境界づけられた連帯はそれだけでは生まれず、むしろ、それらの価値にもとづいた立憲体制のもとで決定のプロセスに積極的に参加することをつうじて感じられると主張している。「われわれが集会的な制度のなかで実現しようとしている基底的価値は国民的に匿名的であるが、まさにそれらを追求しようとするプロセスが、あらゆる共同起草者（だけ）を含む、国民的に固有の集会的所有と集会的アイデンティティの意識を発達させる」（ibid.: 17）。「国民的に匿名的な」普遍的価値を体現した個別の憲法に忠誠を誓い、その憲法が定める決定のプロセスに参加することをつうじて、いかえれば「日々の住民投票」をつうじて「国民的に固有の」境界づけられた連帯意識は生まれるということ。その意味では、こうしたハーバーマスの憲法パトリオティズムは、リベラルな民主主義の普遍的価値の共有だけで政治共同体を説明し、その成員資格についても格差原理をつうじた友愛という抽象的な形式でしか表現しなかったロールズの限界を乗り越えるものとして評価することができるであろう。

その一方で、バンティングとキムリッカは、こうした参加をつうじた連帯というハーバーマスの構想には多くの反論があるという。たとえなんらかの決定のプロセスに発言したり投票したりすることができたとしても、そのような参加に有効性を感じられないとしたら（多くの場合はそうだろう）、それは連帯よりも退出を促すことにはならないだろうか。そもそも参加に先立って愛着のないところに、人びとはどこまで強い帰属意識をもつことができるのだろうか。これらの反論はロールズとハーバーマスの説明が「因果連関の矢印を後ろ向きにしている」ことに向けられている。歴史的にみれば、「多くの場面において、その社会がリベラルな民主主義の立憲秩序へと発展するまえに、共通の国民的アイデンティティは核となるエスニック集団の内部で現れていた」（ibid.: 17）からである。バンティングとキムリッカは、このように「ネーションは民主主義の秩序に先行する」とみなす立場を「連帯へのナショナリズム的アプローチ」と呼んでいる。それによれば、「あらかじめ存在する国民性の意識が、リベラルな民主主義を持続させるのに必要な信頼、連帯、そして相互理解を提供する」（ibid.: 18）というわけである。

しかし、バンティングとキムリッカによれば、このアプローチは連帯の基層を説明するのには役立つが、ハーバーマスが「前政治的」と呼んだ集会的アイデンティティ——「共通の言語、民族的血統、伝統的な生活様式、宗教、そして伝統的な領土あるいは祖国への愛着」——に依拠しており、それゆえ「移民やエスニック・マイノリティを本来的に排除する」ことにもなる。ハーバーマスが「普遍的価値と民主的参加の観点からのみ政治的アイデンティティを定義する」「より薄い『ポスト国民的』な連帯」（ibid.: 18）を構想したのは、そうした理由からであった。このように、連帯をめぐる二つのアプローチは、包摂的だが弱い連帯と排他的だが強い連帯という、いずれも長短入り混じった二つの選択肢を提示している。「普遍的な政治的原理への共有された忠誠にもとづくロールズ＝ハーバーマスの見解は魅力的に薄く、したがって包摂的ではあるが、境界づけられた連帯を安定化したり動機づけたりすることはできない。伝統的なナショナリズム的アプローチはずっと厚みがあり、境界づけられた連帯を発達させるのに歴史的には有効であるが、支配的な国民集団の歴史、言語、文化を共有しないすべての人びとを排除するので、あまりにも厚すぎるのである」（ibid.: 18）。

そこで、バンティングとキムリッカは第三の選択肢として、ナショナリズム的アプローチから

出発しながらも、その厚みのある国民的アイデンティティをより薄い、多様性に開かれたものに書き換えようとする「リベラルなナショナリズム」に注目している。この立場を代表するヤエル・タミールやデイヴィッド・ミラーに従えば、市民は「長い歴史をもつ世代間の国民共同体の現在の成員」(ibid.: 19)であり、言語、慣習、制度といった遺産を継承しているという意味において厚みのある集合的アイデンティティを帯びている。しかし、これらの遺産のすべてが移民やマイノリティに共有されないわけではない。「共有された血を要求することは移民を排除するが、共有された言語を要求することはそうではないかもしれない。共有された宗教を要求することは排他的であるが、国民の歴史のなんらかの知識を要求することはそうではないかもしれない。伝統的な習慣、料理、衣服、生活様式という意味での共有された『エスニック文化』を要求することは排他的であるが、(公共の国営メディア、博物館、シンボルに表される)共通の『公共文化』を促進することはそうではないかもしれない」(ibid.: 19-20)。いいかえれば、歴史的共同体としてのネーションはおもに世代間で継承されるが、その遺産のいくつかはニューカマーにも共有されるものであり、それらをつうじて「ネーションをより開かれた包摂的なものにするよう、その性格を再定義する」(ibid.: 20) こともできるのである。

ここにおいて、バンティングとキムリッカは多文化主義と(リベラルな)ナショナリズムの節合可能性をみている。それらが節合されうるのは、ともに文化主義的アプローチをとっているからである。ハーバースのような共和主義的アプローチでは、集合的アイデンティティの源流となる文化の問題は公的領域から締め出され、薄いポスト国民的アイデンティティにもとづく包摂的だが弱い連帯しか望むことはできなかった。したがって、「国民的アイデンティティを薄めるだけではじゅうぶんでなく、共有された国民的アイデンティティと物語のなかで民族文化的な多様性に公的承認を付与することもしなければならない。『多文化的ナショナリズム』という観念は伝統的なエスニック・ナショナリズムの説明では撞着語法だが、おそらくリベラルなナショナリズムとは両立可能であり、国民的アイデンティティの特権化がマイノリティを犠牲にして生じないことを保証するためには必要とされるのかもしれない」(ibid.: 20)。バンティングとキムリッカによれば、多様性の増大する時代において包摂的で強い連帯を実現するためには、ナショナリズムを本来的に排他的なものとして拒否するのではなく、それを多文化主義によって補完し抑制する視座を開くことが求められている。その意味で、ネーションはいまも連帯の政治的源泉でありつづけているということができよう。

ところで、このように薄められた国民的アイデンティティは、連帯の三つの次元すべてにわたって包摂的な効果をもたらしうるのだろうか。バンティングとキムリッカによれば、いくつかの経験的研究は、市民的および民主的次元では移民にたいしてより包摂的になる傾向が一般的にみられるが、再分配的次元においては包括的にも排他的にもなりうることを示している。「再分配的連帯へのコミットメントがニューカマーに拡張されるかどうかは、人びとが自分の社会的権利が自分の社会においてすでに実際に守られていると感じる度合いにかかっている」(ibid.: 20) からである。多様な社会における包摂的連帯は、それにふさわしい福祉レジームを必要とする。承認の政治と再分配の政治はトレードオフの関係にあるのではない。いかなる移民政策も福祉政策と関連づけられないかぎり、国民の支持を広くとりつけることはできないだろう。「国民的アイデンティティはかならずしも再分配への支持を強める傾向にはないかもしれないが、福祉国家の側面がネーションを形成するうえで重要な役割を果たしてきたとみなされるとき、そうなるかもしれないのだ」(ibid.: 22)。バンティングとキムリッカはこうした経験的研究の成果も視野に入れ

ながら、多様な社会における連帯の政治的源泉としての「政治共同体」について以下のような命題を提示している。

政治共同体の構想は包摂的連帯を支えるための潜在的な源泉であり、理論家たちは普遍的な政治的価値、民主主義的な参加の実践、そして薄められた国民的アイデンティティに注目してきた。経験的研究は市民的連帯を下支えする共有されたりベラルな民主主義的価値の役割を支持しているようだが、普遍的価値も国民的アイデンティティも、再分配的連帯には一貫して、あるいは信頼できるかたちでは関連づけられていない。とはいえ、なんらかの形式の集合的アイデンティティやともに帰属しているという意識は不可欠のようである。少なくとも、経験的研究は国民的アイデンティティが多様な社会における包摂的連帯の基礎となるためには、それが戦略的な国家の政策によって薄められると同時に形づくられなければならないということを示している (ibid. 23)。

(2) 政治的行為主体

多様な社会における連帯の政治的源泉について考察するにあたって、バンティングとキムリッカはつぎに「政治的行為主体」に注目している。すでにみたように、福祉国家の成立期において包摂的連帯を可能にしたのは、労働組合と社会民主主義政党であった。たとえ選挙権の拡大と再分配政策の導入がそれぞれの自己利益から戦略的に生まれたものであったとしても、それらが二つの階級に分かれて対立していた人びとをひとつのネーションのもとに統合した成果は、包摂的連帯の実現可能性を思い起こす記憶として忘れてはならないだろう。しかし、新自由主義の時代において、労働組合は弱体化し、そこから支持を調達していた社会民主主義政党も凋落し、かつての権力バランスを失った政党システムはあらたな再編の必要に迫られている。こうした間隙を縫って現れたのが、福祉ショーヴィニズムを掲げるポピュリズム政党であった。不幸にも新自由主義と重ね合わされた移民は、国民的財産である福祉に寄生する侵入者とみなされ、正義が担保される国民的連帯の範囲から締め出される。このような状況において、いったい「だれが包摂的連帯の新しい擁護者となりうるのだろうか」(ibid.: 24)。

バンティングとキムリッカは、現代の増大する多様性のもとで包摂的連帯をふたたび実現するためには、まず市民社会における進歩派の政治ブロックの形成が必要であるとみなしている。いわゆる「新しい社会運動」のなかにはすでに移民の権利擁護を目的とする団体もあるが、それらに教会や労働組合といった、ほかの団体も含むかたちで幅広い進歩派の連合を構想することもできるだろう。ただし、「これらの潜在的な連合について考えるときは、移民政策(すなわち、だれを入国させるのか)と統合政策(すなわち、入国した移民をどのように社会に統合するのか)を区別することが重要である」(ibid.: 24)。進歩派が新自由主義とその反動として生まれたポピュリズムの両方に対抗して独自の政治ブロックを形成したいなら、それらが結集しうる争点領域をまずは戦略的に画定しなければならない。たとえば、労働組合は経済界が推し進める移民の入国政策にはポピュリズム的な拒否反応を示すかもしれないが、移民の統合政策に関しては同じ労働者として連帯の意思を表明することもできるかもしれない。「包摂的連帯を擁護する社会運動と市民社会団体の『虹色の連合』の可能性は、激しく論争される移民政策の領域よりも、統合政策に関連してのほうが高いのである」(ibid.: 24)。

しかしながら、ポピュリズムの台頭とともに移民問題が政治化されるにつれて、こうした市民

社会における進歩派の動員力だけでは包摂的連帯を実現することは困難になった。選挙において移民問題が争われるようになると、その実現には市民団体のみならず政党の動員力もまた必要とされるからである。とはいえ、現代の政党はもはや特定の利益集団との安定した同盟に期待することはできない。それらはより流動的な有権者の支持をいかに獲得するかに関心をもたざるをえなくなっているのだ。「その結果、政策は利益集団との交渉よりも、選挙の結果によって方向づけられる」(ibid.: 25)。主要政党にみられる移民問題のタブー視は、ここにおいて生まれる。社会的平等を志向する左派政党は、少なくとも移民の統合政策に関してはより積極的な提言を行うことができるだろう。しかし、移民問題を選挙の争点として表立って掲げることは、福祉ショーヴィニズムを唱える反移民政党に有利に働くかもしれない。それゆえ、左派政党は選挙において不利になりそうな争点はできるだけ避けるようになる。同じように、多様性に不寛容な保守政党にとっても、移民問題を争点とすることはポピュリズム政党との票の奪い合いとなるので、選挙においては話題にすべきではないとみなされる。これら左右の主要政党はときに協力し、ポピュリズム政党を封じ込める「隔離線」を引き、国民の反移民感情を抑えることもある。「しかし、たとえこうした隔離線がうまくいったところでも、それが口に出しての多様性の擁護をとまなうことはまれである」。なぜなら、「その目的は多様性を支持して動員することではなく、むしろその問題を脱政治化することだ」(ibid.: 26) からである。

とはいえ、展望がないわけではない。現代の包摂的連帯に向けた政治的動員において、もっとも重要な役割を担う行為主体は移民自身である。「移民コミュニティが成長するにつれて、みずからの利益を守る移民の能力も向上する」。移民は国内法あるいは国際法が保障する非差別処遇の要求から、団体的なロビー活動をつうじた非公式の政治参加まで、「新しい本国に固有の制度的および言説的構造によってつくられた機会を最大限利用すること」ができるだけではない。「時間をかけて——ことに何世代かかけて——移民コミュニティは有権者層に占める大きな構成要素となり、政党が移民の権利を保護する動機を強めることになるだろう」(ibid.: 26-27)。多様な社会における包摂的連帯は、なによりも移民自身が影響力のある政治的行為主体として成長する、こうした長期的な展望もまた必要としているのである。バンティングとキムリッカは、こうした連帯の政治的源泉としての「政治的行為主体」について以下のような命題を提示している。

連帯は継続的に構築されなければならない、すべての西洋諸国における市民社会の団体はこのプロセスに専念している。しかし、移民問題の政治化はそれらの有効性を弱めており、長期的には、多くが移民自身の政治的行為主体性と選挙の結果に影響を及ぼす能力にかかってくるだろう (ibid.: 27)。

(3) 政策レジーム

多様な社会において連帯の範囲を境界づける政治共同体の性質、そのような社会において連帯を構築しうる政治的行為主体の種類に加えて、バンティングとキムリッカは包摂的連帯の政治的源泉として「政治制度と政策レジーム」にも注目している。「制度はいかなる社会においても政治的機会構造を形成するうえで明らかに重要であり、利益集団や政党が争う戦場を画定するのに役立つ」と同時に「社会において、リーダーと一般国民の両方のあいだで広がっている規範や態度により直接的な効果をもたらし、それらの規範や態度が逆に政治的行為主体に利用可能な言説的機会やマイノリティにたいする政策対応に影響を及ぼしうる」(ibid.: 27) からである。いかな

る政治制度と政策レジームのもとであれば、多様な社会における包摂的連帯は実現され促進されるのか。こうした観点から、バンティングとキムリッカは「福祉国家政策」、「権利レジーム」、「統合／多様性政策」の三つの政策レジームを検討している。

国家がどのような福祉政策をとるかは、いうまでもなく再分配的次元の連帯にかかわる問題である。一般的に、福祉は選別的なものと普遍的なものに分類されるが、そのいずれをとるかによって人びとの他者にたいする態度は異なることが推測される。「たとえば、選別的給付は受給資格をめぐる終わりのない会話へと社会を閉じ込めるかもしれないが、普遍的給付はさまざまな受給者集団の妥当性をめぐる議論を弱めるように思われる」(ibid.: 27)。そうだとすれば、「福祉国家への移民のすばやい非差別的な包摂は、境界づけられた連帯の集合的な物語、想像された『われわれ』への移民の包摂を促進する」と期待することができるだろう。その一方で、「ニューカマーが福祉国家に容易にアクセスできることは、みずから社会的および経済的に統合しようとする気持ちを弱め、さらにはニューカマーが福祉依存と結びつけられるにつれて、マジョリティの反発を招く」(ibid.: 28) おそれもある。みずから統合しようとしないう移民に、すすんで連帯の意思を表明する市民はいないだろう。しかしながら、バンティングとキムリッカが重視しているのは、そうした人びとのあいだの倫理的な信頼というよりも、むしろ、制度それ自体にたいする人びとの政治的な信頼である。

たしかに「経験的には、非常に選別的な福祉国家をもつ国の人びとは福祉ショーヴィニズムに傾きがちであり、平等主義的な政策と制度はそのような感情と戦うのに役立ちうということが証明されている」(ibid.: 28)。しかし、それは傾向の問題であって、かならずしも選別的な給付が排他的連帯に、そして普遍的な給付が包摂的連帯に結びつくとはかぎらない。むしろ、ここで見落としてはならないのは、「制度が公平で腐敗していないとみなされるところでは、市民は同朋市民へのより高い信頼と平等化政策へのより高い支持を示す」(ibid.: 28) ということである。とりわけ再分配的次元の連帯は、市民間の倫理的な信頼というよりも、制度それ自体への政治的な信頼にかかっている。福祉ショーヴィニズムは市民のたんなる外国人嫌悪というよりも、公平とは信じられなくなった制度にたいする市民の不満の表れである。その意味において、多様な社会における連帯の政治的源泉は、市民社会において「下から」動員されるだけでなく、国家によって「上から」も供給されなければならない。「良質の制度の信頼構築効果は、増大する民族的多様性が信頼に及ぼす否定的な効果を相殺する。実際のところ、国家が実効的で公平な制度を『上から』構築することができたところでは、これらの制度は逆にみずからの支持の源泉を構築し、より広い形式の多様性を包含することができるのである」(ibid.: 28)。

多様な社会においては、司法上の人権レジームもまた連帯の重要な政治的源泉のひとつとみなされる。国内法だけで移民の権利を保障することは難しいかもしれないが、それが国際法と関連づけられたとき連帯に向けた政治的源泉のひとつとなりうる。バンティングとキムリッカは、ここにヨーロッパ連合(EU)の欧州人権条約の重要性をみている。この条約は加盟国に反差別的な処遇を要求することで市民的および政治的次元の連帯を促進し、自国領土に住むすべてのEU市民への平等な社会プログラムの提供を要求することで再分配的次元の連帯を促進している。もちろん、イギリスのEU離脱にみられるように、これらの要求はかならずしも加盟国のなかで歓迎されているわけではない。しかし、それは国際的な人権レジームが国内法にたいしてもつ現実的な制約を逆説的に証明している。「少なくとも、それらは移民とその支持者たちに重要な資源を提供し、また国家による包摂的な観念の連帯の高度に象徴的な確約も表しており、そのことが

より広い文化において連帯の感情を強めるだろう」(ibid.: 29)。

しかしながら、多様な社会における包摂的連帯をより実効的に実現するには、国際的な人権規範に制約された国内法の整備だけでは不十分である。移民をどのように統合するか、移民が永住権やシティズンシップにアクセスする条件をどう規定するか、移民の独自のアイデンティティや慣習をどこまで承認するかは、あくまでも国家の裁量に委ねられているからである。したがって、多様な社会における包摂的連帯の政治的源泉は、それぞれの国の多文化主義政策と市民統合政策にもみだされなければならない。移民がもたらす民族的あるいは宗教的な多様性をどう扱うかという問いに、多文化主義はそれらの公的承認および支援という政策で対応してきた。強い多文化主義政策をとる国では、すでにいくつかの統合政策もパッケージに盛り込まれていたが、弱い多文化主義をとった（あるいは採用すらしなかった）国では、移民の社会統合をめぐる多くの難題に直面しなければならなかった。西洋の政治リーダーたちの「多文化主義は失敗した」という声明は、それを証明している。彼ら彼女らが直面したのは、エスニックに分断されたいわゆる「平行社会」の存在であった。多文化主義政策が市民統合政策に取って代わられるのは、ここにおいてである。

市民統合政策はなによりも移民の社会参加をめざし、移民にリベラルな民主主義の価値の尊重だけでなく、受け入れ社会の言語、歴史、制度に関する基本的な知識の習得も要求する。多文化主義政策が（受け入れ社会の）移民への歩み寄りだったとすれば、市民統合政策は（移民の）受け入れ社会への歩み寄りであるということができる。バンティングとキムリックによれば、こうした移民の側の歩み寄りに期待する統合政策は、それが「自発的」か「強制的」かによって二つのアプローチに分類される。一方は統合を移民の権利とみなし、もう一方はそれを移民の義務とみなす。こうした統合政策の差異は、それぞれの国が採用した多文化主義政策の度合いによって生じる。「より強い多文化主義政策をとった国は、より自発的な、あまり強制的ではない統合へのアプローチをとり、帰化へのアクセスをより容易にする傾向がある」。その一方で、「20世紀の後半に多文化的アプローチを拒否した国は、21世紀の最初の十年で、より強制的あるいは同化的な統合戦略をとり、帰化へのアクセスをより制限的なものにしたように思われる」(ibid.: 29-30)。市民統合政策は多文化主義政策に取って代わったわけではない。多様な社会における市民統合は、それ自体多文化的なアプローチもまた必要とするからである。「多文化主義は失敗した」というのであれば、その政策がどこまで遂行されていたのかも検証しなければならないだろう。

それでは、移民の自発的な統合への意思は、どのように政治的に動員されるのだろうか。多文化主義政策のもとでの文化的差異の公的承認は、移民が受け入れ社会に参加するための必要条件であった。しかし、そうした多文化主義政策だけでは不十分である。移民やマイノリティの独自のアイデンティティを認めながらも、それをより広い集合的アイデンティティに包摂するための視座がなければ、結局はエスニックに分断された「平行社会」に行き着かざるをえないからである。より自発的な市民統合政策が必要とされるのは、ここにおいてである。多様な社会における連帯は「これらの異なる政策レジームが、さまざまな背景をもつ個人に、帰属、市民的友愛、相互性の規範を含む、成員資格の倫理にすすんで参加することを表明させられる度合い」にかかっている。いいかえれば、「連帯を促進する形式の多文化主義はそれを社会的成員資格に結びつけ、移民がみずからの文化やアイデンティティを国民社会に参加し貢献する様式として表明することができるようにする」(ibid.: 31) ものでなければならない。多様な社会において求められる連帯は、文化的差異を認めながらも、それを共通の成員資格に結びつける視座を必要としている。そ

の意味で、われわれはいまも国民形成の途上にある。バンティングとキムリッカは、こうした連帯の政治的源泉としての「政策レジーム」について以下のような命題を提示している。

政策レジームは社会的成員資格の規範的期待を形づくり、これらの期待が逆に包摂的連帯の展望を形づくる。普遍的な福祉国家、公平な公的制度、多文化主義政策は、それらがより広い集合的アイデンティティに、そして成員資格と帰属の倫理に結びつけられるならば、包摂的連帯を構築するのに役立つ (ibid.: 32)。

おわりに

増大する多様性という条件のもとで連帯は可能か。この問いに、バンティングとキムリッカは正しい社会において連帯が必要とされる倫理的な理由、多様性と連帯が緊張関係に置かれる言説的付置状況、それを包摂的連帯へと開くための政治的視座を明らかにすることで答えた。正しい社会をつくりだした原初の契約の当事者たちにとって、連帯はそこでの合意を遵守するという意思の表明として倫理的に必要とされるものであった。リベラルな民主主義社会においては、多様性はそもそも、そうした「コミットメントが課す試練」として引き受けられなければならない条件でもあった。しかし、増大する多様性はしだいに義務としての連帯を弱め、「連帯なき包摂」か「包摂なき連帯」かという言説上の対立をもたらしている。市民的および政治的次元の連帯と再分配的次元の連帯が切り離されたことで、正義の範囲はそれ自体消失するか縮小する傾向にある。したがって、増大する多様性という条件のもとで連帯を取り戻すためには、これら三つの次元の連帯を結びつける政治的な視座を開かなければならない。連帯は倫理的に要請されるが、政治的行為をつうじてしか実現されないからである。

連帯は経済的および社会的なプロセスから自然に現れるのではなく、本来は政治的行為をつうじて構築されたり浸食されたりする。包摂的連帯を構築する政治は最初のうちは対立的かもしれないが、その結果得られた連帯は、それが集合的 (典型的には国民的) なアイデンティティや物語に組み込まれ、政治的行為者たちによって繰り返し強められ、そして——もっとも重要なことに——政治制度や政策レジームに埋め込まれると、長期にわたって持続するようになる (ibid.: 33-34)。

バンティングとキムリッカはこう結論づけながら、みずからの構想が国民形成のプロジェクトの延長線上にあることを表明している。「国家の政策がアイデンティティと集合的想像力に影響を及ぼしようという思想は、けっして新しいテーマではない。多くの国において、19世紀および20世紀初めの国民形成のプロジェクトは、国家主導であった」(ibid.: 34)。国民であるという意識は、学校や軍隊といった近代の国家装置をつうじてはじめて可能になった。これらの装置がなければ、「農民をフランス人に変える」ことはできなかっただろう。「現代では、これら初期の国民形成者たちから受け継いだアイデンティティを、近代的な生における多様性を正常化するのに役立つよう形づくるのが課題となっている」(ibid.: 34)。多文化社会において求められているのは、このように世代を越えて受け継がれたネーションを再想像し、それをより多様性に開かれたものに塗り替えることである。多様性のなかで国民的アイデンティティは薄められなければならないが、しかし同時に形づくられなければならない。連帯はそうしたアイデンティティ

のないところには生まれにくいからである。近年、移民社会の緒に就いたばかりの日本にとって、バンティングとキムリッカの提示した見取り図は有益な指針となるであろう⁵。

- ¹ 水島治朗は現代オランダを事例に、世紀の転換期における福祉国家の再編が移民政治を顕在化させたプロセスを解明している。現代の福祉国家はすでに社会問題化していた市民の福祉依存を解決するために従来の給付偏重を見直し、むしろ市民に求職活動や職業訓練を義務づけることで就労をつうじた社会参加を促進するワークフェア型へと転換した。しかし、水島によれば、こうした参加の論理は包摂的であると同時に排他的な作用ももたらしている。参加する能力に欠けるとみなされた人びと（とりわけ、言語や文化を共有しない移民）は、包摂に値するものではないとして排除される最初の候補となる。シティズンシップが市民の義務として強調されると、そのテストの難易度は限りなく高くなるのだ。現代の福祉国家において「成員資格の問題」が前面に押し出されるのは、こうした理由からである（cf. 水島 2019）。
- ² ロールズによれば、自由や平等に比べて、友愛は伝統的な民主主義理論においては手つかずの理念であった。「友愛という理想は情緒や感情の絆を必要とする」とみなされ、「大規模な社会の構成員どうしがそうした絆でつながると予期することは、現実離れしている」と考えられてきたからである。しかし、格差原理を友愛に対応させるなら、その非現実性は解消される。「私たちが大いに自信を持って正義にかなっていると考えている制度および政策は、少なくともそれらの制度や政策によって許容されている不平等がより不遇な人びとの暮らしよきに寄与するという意味において、友愛が求めるものを充足すると思われる」（ロールズ 2010: 142-143）からである。バンティングとキムリッカが態度としての連帯に「正義の要求に従うことを動機づける機能的な役割」をみだしているのは、こうした文脈において理解されなければならない。
- ³ いわゆる「進歩派のジレンマ」については、バンティングとキムリッカは「承認／再分配トレードオフ」仮説にもとづく理論上の構築物にすぎないとして却下している。この仮説によれば、多文化主義政策は文化の問題を前面に出すことで経済の問題を後退させる「締め出し作用」、共通性よりも差異を強調することで市民間の信頼と連帯を弱める「腐食作用」、差別や搾取といった人種や階級に起因する社会問題を誤って文化に還元する「誤診作用」をもたらしたとされる。たしかに、多くの政治理論家たちのあいだでは、こうしたことが繰り返し議論されてきた。しかし、バンティングとキムリッカによれば、それは現実政策とは乖離したレトリックの問題でしかない。一般的な傾向として多文化主義政策（承認の政治）が福祉政策（再分配の政治）とトレードオフの関係にあるとは、少なくとも経験的には証明されていないからである（cf. Banting and Kymlicka 2006）。
- ⁴ キムリッカによれば、ネオリベラルな多文化主義が「連帯なき包摂」であるのは、それが国民的連帯を犠牲にして移動性と多様性を礼賛するからである。他方、福祉ショーヴィニズムが「包摂なき連帯」であるのは、それが移民やマイノリティを犠牲にして国民的連帯を防衛しようとするからである。たしかに、ネオリベラルな多文化主義は「ベネトン多文化主義」とも呼ばれるように、多国籍資本主義の文化的論理に従ったものとみなされることもある。しかし、多くの移民（外国人労働者）はそうした多国籍資本主義に搾取された犠牲者ではなかったか。本来、多文化主義は社会民主主義的な衝動に根ざしたものであった。そうだとすれば、新自由主義とポピュリズムに挟撃され埋没しつつある社会民主主義は、その想像力に多文化主義を取り戻すことが求められているといえることができるだろう（cf. Kymlicka 2015）。
- ⁵ 望月優大は「ふたつの日本」という表現で、日本における移民社会の実像が遠景に押しやられている現状を分析している。一方には「安定した生」を享受する正規雇用の日本人がいる。他方には「不安定な生」に苦しむ非正規雇用の外国人や在留資格すら認められない外国人がいる。もちろん、これら二つの層のあいだには、国籍にかかわらず、ジェンダーや人種、言語や学歴といったさまざまな属性を変数として、いくつもの層が折り重なるように介在している。しかし、いくつもの亀裂が走った「ふたつの日本」が交わることはない。それは日本が格差社会だからである。このように分断された「ふたつの日本」をひとつのネーションに統合するには、この国に住むかぎり、だれもが「安定した生」を生きられるようにしなければならない。連帯に支えられるネーションは、それ自体倫理的な共同体なのである（cf. 望月 2019）。

参考文献

Keith Banting and Will Kymlicka (2006) 'Introduction: Multiculturalism and the Welfare State: Setting the Context,' in Banting and Kymlicka eds., *Multiculturalism and the*

Welfare State: Recognition and Redistribution in Contemporary Democracies, Oxford University Press.

Keith Banting and Will Kymlicka (2017) 'Introduction: The Political Sources of Solidarity in Diverse Societies,' in Banting and Kymlicka eds., *The Strains of Commitment: The Political Sources of Solidarity in Diverse Societies*, Oxford University Press.

Will Kymlicka (2015) 'Solidarity in Diverse Societies: Beyond Neoliberal Multiculturalism and Welfare Chauvinism,' *Comparative Migration Studies* (2015) 3:17. DOI 10.1186/s40878-015-0017-4

水島治朗 (2019) 『反転する福祉国家——オランダモデルの光と影』岩波現代文庫。

望月優大 (2019) 『ふたつの日本——「移民国家」の建前と現実』講談社現代新書。

ジョン・ロールズ (2010) 『正義論 改訂版』川本隆史、福間聡、神島裕子訳、紀伊國屋書店。